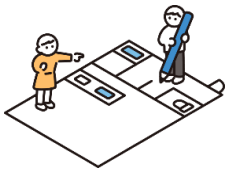
令和８年度随時

長島町空き家改修費補助金制度のお知らせ

対 象 空 き 家

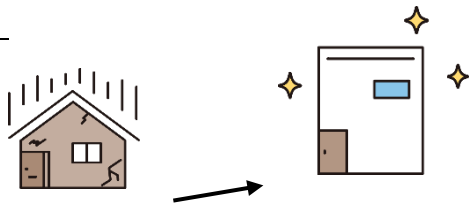
長島町空き家バンク制度に登録された物件で住宅・店舗・事務所のために使用する空き家
※別荘（専ら保養の用に供するもの）は対象外です。
※空き家バンク登録時の所有者自身が、改修して居住するのは対象外です。



交 付 対 象 事 業

空き家改修工事・家財道具の処分

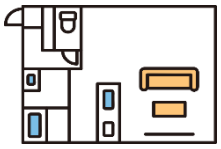
※対象事業費は、町による審査があります。（国・県等による補助がある改修は原則、対象事業費として認められません。）
※空き家改修工事は、町内業者が施行する必要があります。
※年度内に改修工事等を完了させる必要があります。



補 助 金 額

対象経費総額の３分の２を補助（上限３３３万円）

以下の方は対象外となります。
・空き家の購入又は改修に関して国、県、又は町の制度による他の補助を受けた方
・過去にこの補助金の交付を受けたことある方
・当該空き家の売買又は賃貸借の契約者が、**３親等以内の親族**に該当する方



申 請 ス ケ ジ ュ ー ル

~~第１回申請締切日：令和８年７月２５日（金）まで~~
~~第２回申請締切日：令和８年９月２８日（月）まで~~
※予算に残額があるため、上記締切後も随時、申請受付を行います。なお、予算額に達した時点で受付を終了します。

留 意 事 項

・交付要件に違反した場合は、**補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。**
・空き家の利活用状況について、毎年度、町への報告が必要です。
・申請多数の場合は、採択されない可能性があります。予め、ご了承ください。

申請書類についての詳細は裏面にございます。

問 い 合 わ せ
長 島 町 役 場 地 方 創 生 課
℡：０９９６－８６－１１０１（直通）

令和８年度随時

手続きの流れ

補助金申請 → 審 査 → 交付決定 → 改修工事着手 → 改修工事完了 → 実績報告 → 完成検査 → 補助金交付

空き家改修補助金申請に必要な書類

以下の書類を地方創生課に提出してください。なお、内容については業者と十分に相談のうえ、作成してください。



□長島町空き家改修費補助金交付申請書（様式第１号）

□宣誓書（様式第２号）

□改修に要する経費に係る見積書の写し

□改修内容の詳細が分かる書類（トイレ・キッチン等の型式が記載されているカタログ等）

□改修予定箇所の位置が分かる書類（平面図・仕上表・数量表等）

□改修予定箇所の現況写真（改修前の写真）

□空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

□空き家の改修に関する所有者等の承諾書の写し（賃貸借契約のみ。様式第３号）

□営業計画の概要を確認できる書類（店舗・事務所利用のみ。）

空き家改修補助金実績報告に必要な書類

□長島町空き家改修費補助金実績報告書（様式第７号）

□改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収証の写し

□改修の状況を確認できる写真

□同意書（様式第７号の２）※店舗・事務所利用の場合は、営業実態の確認書類（開業届出書の写し等）

□補助金の振込先となる補助金申請者名義の通帳の写し

⚠ **補助金の交付を受けた日から起算して５年以上、定住若しくは事業の継続が必要です。**

⚠ **補助金申請書受理後、現地確認を行い、対象物件の審査を実施しますので、時間を要します。補助金交付決定通知書を受領後、着工してください。**